

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における コスト算定に関する研究会（第5回）事業者ヒアリング

説明資料：「交付金算定」に関するコスト算定の検討

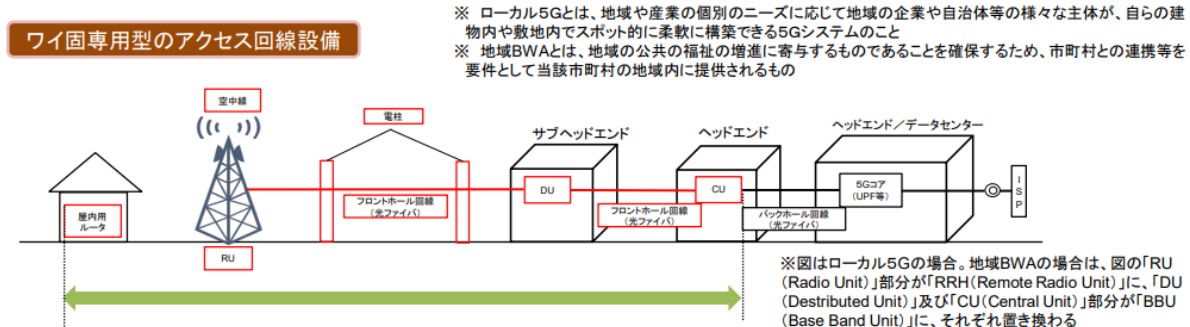
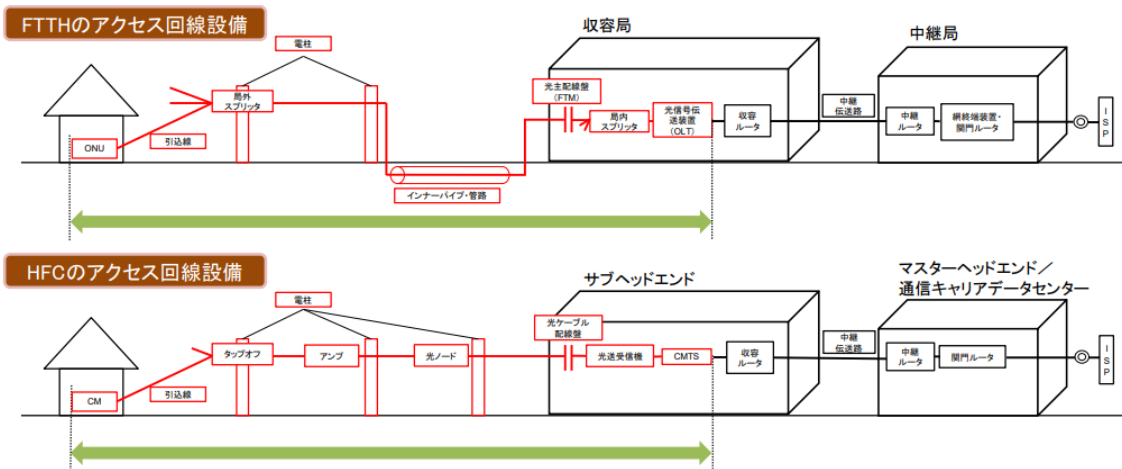
ソフトバンク株式会社

2023/12/19

検討の視点 1 設備対象範囲(1/3)

ヒアリング事項

- FTTHのアクセス回線設備については、下図に示すとおり、ONU（光回線終端装置）からOLT（光加入者線局内装置）までとしてはどうか
- CATV（HFC方式。以下単に「HFC」という。）のアクセス回線設備については、下図に示すとおり、CM（ケーブルモデム）からCMTS（ケーブルモデム終端装置）までとしてはどうか
- ワイヤレス固定ブロードバンド専用型（以下「ワイ固専用型」という。）のアクセス回線設備について、
 - ①ローカル5Gにあっては、屋内用ルータからCU（Central Unit）までとしてはどうか。また、
 - ②地域BWAにあっては、屋内用ルータからBBU（Base Band Unit）までとしてはどうか



出典：ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会（第4回）資料2
https://www.soumu.go.jp/main_content/000915497.pdf

当社意見

- FTTH、CATV(HFC方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド専用型のアクセス回線設備範囲(事務局案)について異論ありません。

ヒアリング事項

- 2月答申でいう「海底ケーブル」については、具体的には、下図でいう「両端の陸揚局」と「海底ケーブル（海中から陸揚局に引き揚げる部分を含む。）」を指すと考えられるが、それでよいか。また、陸揚局内の各設備のうちどこまでを対象設備とするか



出典：ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会（第4回）資料2
https://www.soumu.go.jp/main_content/000915497.pdf

当社意見

- 前回研究会において、陸揚局までの中継回線についての議論があった点について、その議論でもご指摘があった通り、2月答申において中継回線設備は、「不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与しているため」、交付金算定の判定式構築にあたり対象設備範囲から「基本的には除外されるべき」と整理されています。
- 中継回線は基本的にリング構成されており、陸揚局までの中継回線も他の中継回線と同様に「不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与している」とことにより変わらないことから、事務局案の通り対象設備範囲からは除外して、海底ケーブルの範囲は「両端の陸揚局」と「海底ケーブル（海中から陸揚局に引き揚げる部分を含む。）」とすることが適当と考えます。

当社意見 (つづき)

- また、算定の対象とする陸揚局内の設備については、交付金が最終的にユニバーサルサービス料として利用者の負担となる可能性があることを踏まえれば、交付金の肥大化を抑制するため、現行のLRICモデルと同様に必要最低限となる設備(CTF、リピータ、電力・空調設備等)とすべきと考えます。
- なお、海底ケーブルについては電話や放送等他の役務と共用している設備であることから、2月答申の整理を踏まえ、当該設備の交付金算定の際には第二号基礎的電気通信役務の用に供する部分のみがコスト算入されるものと認識しています。

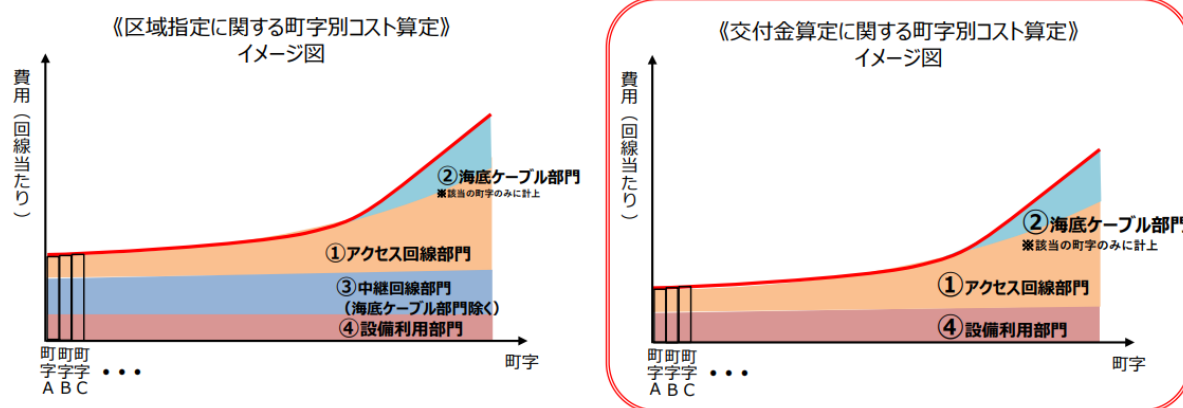
また、①他の役務と共用している設備(例:通信事業と放送事業とで共用している設備等)や②他事業者と共用している設備(例:他事業者へ帯域貸しをしている離島の海底ケーブル等)については、適切なコストドライバに基づき、費用配賦することが必要である。

出典:ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申(2023年2月7日) p49

検討の視点2 町字別の一回線当たりのコスト算定

ヒアリング事項

- 交付金算定の判定式構築に当たり、中継回線設備は、「不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与しているため」、対象設備範囲から「基本的には除外されるべき」と2月答申において結論付けられた。
- ～中略～この研究会では、まず前半期に「区域指定の判定」において、ネットワーク全体のコストが、「①アクセス回線部門」、「②海底ケーブル部門」、「③中継回線部門」及び「④設備利用部門」の4つを合算することで算定できることを念頭に、議論を進めてきたところ
- 後半期の「交付金算定の判定」においても、1頁目のイメージ図の方針のとおり、「③中継回線部門」を除外し、「①アクセス回線部門」、「②海底ケーブル部門」及び「④設備利用部門」の3つを合算することで、町字別の一回線当たりのコストを算定することとして議論を進めてよいか



出典：ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会（第4回）資料2
https://www.soumu.go.jp/main_content/000915497.pdf

当社意見

- 交付金算定の判定において中継回線部門を除外し、アクセス回線部門、海底ケーブル部門および設備利用部門の3つのコストを合算することで、町字別の1回線あたりのコストを算定すること(事務局案)について異論ありません。

ヒアリング事項

- 「アクセス回線部門」、「海底ケーブル部門」及び「設備利用部門」の各コストについては、前半期の区域指定の判定式の検討において、それぞれの考え方及び算定方法に関する議論を進めてきたところ
- これを踏まえ、まず「アクセス回線部門コスト」の算定方法については、例えば、⑦「区域指定の判定に係るアクセス回線部門コストの算定方法を活用する」、⑧「⑦とは別に実際費用に基づく算定方法を検討する」、などいくつかの手法が考えられるが、この点どのように考えるか
- なお、算定方法を検討するに当たっては、2月答申において、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる」と結論付けられていることに十分留意する必要
- 仮に上記⑦の場合、交付金算定の判定に係る固有に考慮すべき事項はあるか。また、⑦の算定方法の一部を変更すべき事項（部分）などがあるか

当社意見

- ⑦「区域指定の判定に係るアクセス回線部門コストの算定方法を活用する」ことが適当と考えます。
- また、2月答申において、実際費用方式を用いる方法については、「**適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合**」、「**例外的かつ補完的に**」といった極めて限定的な対応が求められているものと認識しています。
- したがって、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離することがあった場合も、まずは、乖離理由の確認や考慮すべき事由かを精緻に検討し、考慮すべき事由であると認められた場合、その理由を公表の上、標準モデルに反映しその費用を適用すべきと考えます。
- 実際費用方式の適用は、標準モデルへの反映まで時間を要する場合の暫定処置や、標準モデルへの反映が著しく困難である特別な事情がある場合に限定すべきと考えます。

ヒアリング事項

- 検討の視点3と同様に、「海底ケーブル部門コスト」の算定方法については、例えば、㊦「区域指定の判定に係る海底ケーブル部門コストの算定方法を活用する」、㊧「㊦とは別に実際費用に基づく算定方法を検討する」、などいくつかの手法が考えられるが、この点どのように考えるか
- なお、算定方法を検討するに当たっては、2月答申において、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる」と結論付けられていることに十分留意する必要
- 仮に上記㊦の場合、交付金算定の判定に係る固有に考慮すべき事項はあるか。また、㊦の算定方法の一部を変更すべき事項（部分）などがあるか

当社意見

- ㊦「区域指定の判定に係る海底ケーブル部門コストの算定方法を活用する」ことが適当と考えます。
- また、2月答申において、実際費用方式を用いる方法については、「**適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合**」、「**例外的かつ補完的に**」といった極めて限定的な対応が求められているものと認識しています。
- したがって、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離することがあった場合も、まずは、乖離理由の確認や考慮すべき事由かを精緻に検討し、考慮すべき事由であると認められた場合、その理由を公表の上、標準モデルに反映しその費用を適用すべきと考えます。
- 実際費用方式の適用は、標準モデルへの反映まで時間を要する場合の暫定処置や、標準モデルへの反映が著しく困難である特別な事情がある場合に限定すべきと考えます。

ヒアリング事項

- 検討の視点3及び4と同様に、「設備利用部門コスト」の算定方法については、例えば、①「区域指定の判定に係る設備利用部門コストの算定方法を活用する」、②「①とは別に実際費用に基づく算定方法を検討する」、などいくつかの手法が考えられるが、この点どのように考えるか
- なお、算定方法を検討するに当たっては、2月答申において、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる」と結論付けられていることに十分留意する必要
- 仮に上記①の場合、交付金算定の判定に係る固有に考慮すべき事項はあるか。また、①の算定方法の一部を変更すべき事項（部分）などがあるか

当社意見

- ①「区域指定の判定に係る設備利用部門コストの算定方法を活用する」ことが適当と考えます。
- また、2月答申において、実際費用方式を用いる方法については、「**適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合**」、「**例外的かつ補完的に**」といった極めて限定的な対応が求められているものと認識しています。
- したがって、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離することがあった場合も、まずは、乖離理由の確認や考慮すべき事由かを精緻に検討し、考慮すべき事由であると認められた場合、その理由を公表の上、標準モデルに反映しその費用を適用すべきと考えます。
- 実際費用方式の適用は、標準モデルへの反映まで時間を要する場合の暫定処置や、標準モデルへの反映が著しく困難である特別な事情がある場合に限定すべきと考えます。